

STEP 2 申告に向け必要な書類等をそろえる～準備チェックリスト～

町・県民税の申告受付と 所得税の申告相談日

■相談会場 役場3階305・306会議室

■受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時30分
※土・日曜日・祝日は閉庁となります。

※会場の密を避けるため、指定日の来場や時間をずらすなど、分散化にご協力ください。

日程	対象地区
2月16日(火)	石坂・鳩山団地
17日(水)	松ヶ丘一・二丁目
18日(木)	松ヶ丘三・四丁目
19日(金)	楓ヶ丘一・二丁目
22日(月)	楓ヶ丘三・四丁目
24日(水)	鳩ヶ丘一・二丁目
25日(木)	鳩ヶ丘三～五丁目
26日(金)	大橋・奥田
3月1日(月)	須江・竹本
2日(火)	泉井・高野倉
3日(水)	熊井
4日(木)	小用
5日(金)	大豆戸
8日(月)	赤沼
9日(火)	今宿
10日(水)～15日(月)	上記で都合のつかない方

申告に必要なもの

- 「マイナンバーカード」または「通知カード及び自動車運転免許証等の本人確認書類」の原本
- 税務署から届いた「確定申告のお知らせ」はがきや、「利用者識別番号の通知」等 関係書類
- 所得税の還付金の振込先口座が分かるもの
- 【収入に関する書類】
- 源泉徴収票や支払調書(コピー不可)、その他所得の分かる書類 ※申告には、源泉徴収票をすべてお持ちいただく必要があります。
- 事業(農業・営業など)及び不動産所得がある方は、収入と必要経費を記入した収支内訳書及び帳簿
※事業とは、営利性のあるものを指し、経費のみの申告はできません。
- 【控除に関する書類】
- 被扶養者の所得が分かるもの(写し可) ※配偶者(特別)控除・扶養控除を受ける方
- 社会保険料控除や障害者控除、生命保険料控除、地震保険料控除などの控除関係の書類 ※医療費控除を受ける場合は、「医療費控除の明細書」や、「医療費のお知らせ」、その他医師等の証明書がある場合はその証明書
※申告相談時間短縮のため、上記の申告に必要な書類は、計算・記入等整理したうえで来場ください。

新型コロナウイルス感染症 感染防止対策にご協力ください

- ・ご来場の際に検温を実施します。37.5度以上の発熱のある方、咳、くしゃみの症状のある方は、ご来場をご遠慮いただきます。また、各自マスクの着用にご協力ください。
- ・申告書の提出をご家族にお願いするなどし、できるだけ複数人での来場はご遠慮ください。
- ・申告書が完成し、相談不要の場合などは、郵送や提出箱への提出、また、パソコン等による電子申告にご協力ください。

東松山税務署からのお知らせ



本年の確定申告は新型コロナウイルス感染防止の観点からも、ぜひご自宅からパソコン・スマートフォンによる申告(e-Tax)をお願いします。詳しくは国税庁HP「e-Tax 事前準備のご案内」をご覧ください。

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします。

■期間、申告会場及び対象の方

期間	申告会場	対象者
2月9日以前	東松山税務署庁舎(2月10日～3月15日は庁舎で相談は行いません)	還付申告の方 ※贈与税については、2月1日以降、申告相談を受け付けます
2月10日～15日	東松山市民文化センター(東松山市六軒町5-2)	全ての方
2月16日～3月15日		

- 時間 午前9時～午後4時(土、日、祝日を除く)
※午後4時前であっても相談受付を終了する場合があります。
- ※**会場の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要で**す。なお、入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いします。
- ※会場に来場される際は、マスク着用などの感染予防対策にご協力をお願いします。また、筆記用具及び電卓等をお持ちいただきますようお願いいたします。
- ※入場の際に検温を実施しています。37.5度以上の発熱等の症状がある方は入場をご遠慮いただきます。
- 問合せ 東松山税務署 ☎ 0493-22-0990

令和2年分 税の申告などのお知らせ 税の申告準備はお早めに

今年も、町・県民税、所得税などの申告が始まります。ご自身が申告をする必要があるのかどうかや、申告をスムーズに行うための注意点などをご案内します。また、今年は新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のための対策を実施しますので、ご協力をお願いします。なお、申告期限は3月15日(月)までです。

問合せ 【町・県民税に関すること】役場税務会計課 ☎ 296-5892 【所得税に関すること】東松山税務署 ☎ 0493-22-0990

STEP 1 申告対象を知る～申告チェックリスト～

※納め過ぎた所得税の還付申告を受ける場合は、下表に関わらず確定申告が必要です。

※[申告不要]の場合でも、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険加入者がいる世帯は全員(令和2年12月31日時点で、16歳未満で収入のない方を除く)町・県民税申告をしてください。収入がない場合でも「収入なし」と申告してください。

※令和2年分(中)とは、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの期間に係る年分(中)をいいます。

町・県民税 申告	申告不要	・鳩山町在住の親族の税法上の扶養になっている	要件は？	収入なしまたは非課税 収入のみ(遺族年金、障害 年金、失業給付金など)	← 左記から選択 はい	スタート ↓ 令和3年1月1日に鳩山町にお住まいですか？ いいえ ↓ 当時お住まいの市区町村で申告してください
	町・県民税 申告	・親族の税法上の扶養になっていない ・鳩山町以外に住む親族の税法上の扶養になっている	要件は？			
町・県民税 申告	申告不要	・公的年金収入のみで148万円(65歳未満は98万円)以下の方、または公的年金収入のみで148万円(65歳未満は98万円)超であり所得控除を受けない方	要件は？	主に公的年金収入		
	町・県民税 申告	・公的年金収入のみで148万円(65歳未満は98万円)超、400万円以下で、所得控除を受ける方 ・公的年金収入が400万円以下で、他の所得(20万円以下)がある	要件は？			
確定申告	確定申告	・公的年金収入のみで400万円を超える ・公的年金収入以外の所得が20万円を超える(年金収入金額に関係なく)	要件は？	主に給与収入		
	町・県民税 申告	・年末調整が済んでいる(1か所からの給与のみ)、かつ給与支払報告書が勤務先から鳩山町へ提出されている ・年末調整が済んでいる(1か所からの給与のみ)が、給与支払報告書が勤務先から鳩山町へ提出されていない ・給与収入以外の所得が20万円以下である	要件は？			
町・県民税 申告	確定申告	次のいずれかに該当する方 ・年末調整の内容に変更がある ・医療費控除を受ける ・新規に住宅借入金特別控除を受ける ・2か所以上から給与の支払いを受けた ・年末調整が済んでいない ・給与収入が2,000万円を超える ・給与収入以外の所得が20万円を超える(給与収入金額に関係なく)	要件は？	事業所得(農業など)、 不動産所得、雑所得、一 時所得、利子所得、配当 所得、総合譲渡所得		
	町・県民税 申告	・所得金額より控除が多い場合 ・所得金額より控除が少ない場合	要件は？			
税務署で 確定申告	確定申告	・譲渡所得(土地・建物) ・先物取引の雑所得 ・株式等の譲渡所得 ・上場株式などの配当所得 ・山林所得、消費税の申告 など	要件は？	町や県などへの土地の譲渡を除き、 町の会場ではお受けできません。		
	確定申告	※いずれも確定申告が不要な場合は、町の会場でも可	要件は？			

扶養控除等の対象となる家族の合計所得の引き上げ(控除対象範囲の拡大)

扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除の対象となる家族の合計所得が10万円引き上げられました。

扶養控除	▶	合計所得 38 万円以下の家族が対象	➡	合計所得 48 万円以下の家族が対象
配偶者控除	▶	合計所得 38 万円以下の配偶者が対象	➡	合計所得 48 万円以下の配偶者が対象
配偶者特別控除	▶	合計所得 38 万円超 123 万円以下の配偶者が対象	➡	合計所得 48 万円超 133 万円以下の配偶者が対象

新型コロナウイルス感染症対応の臨時特例

イベント中止のチケットが 寄附金控除の対象に

令和2年2月1日から令和3年1月31日の間に、政府の自粛要請を受けて中止・延期・規模縮小された文化芸術、スポーツイベントのチケット代金の払い戻しを受けないときには、そのチケット代金が「寄附金」とみなされ、寄附金の所得控除または税額控除の対象になります。ただし、文化庁・スポーツ庁の指定を受けているイベントに限られます。

初めて住宅ローン控除を受ける 方への特例措置



新型コロナの影響で、マイホームを購入した人が令和2年12月31日までに居住できなかった場合も、住宅ローン控除期間の特例(13年間)の対象となります。ただし、契約締結日などの一定の条件があります。

社会保険料控除等の申告をお忘れなく

令和2年中にお支払いになった「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」「国民健康保険税」「国民年金保険料」は、社会保険料控除の対象となります。控除額は、特別徴収(年金からの徴収)の方は年金保険者発行の源泉徴収票で、普通徴収(個人納付)の方は領収書でご確認ください。口座振替の方は令和2年中に振替により納付した合計額となります。

介護保険のサービス利用(施設・居宅)がある場合、医療費控除の対象となる場合があります(領収書に「対象」と記載されています)。また、要介護認定を受けた方は、申請により障害者控除、特別障害者控除を受けられる場合があります。

問合せ 【介護保険料】長寿福祉課 ☎ 296-1210 【後期高齢者医療保険料】町民健康課 ☎ 296-5891 【国民健康保険税】税務会計課 ☎ 296-5892 【国民年金保険料】ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル ☎ 0570-058-555 (IP 電話からは ☎ 03-6700-1144)



ご利用ください 税理士による所得税の還付無料電話相談

年収600万円以下の方を対象に、確定申告に関する電話相談を無料で行います。ご希望の方は、税理士会事務局へ事前に電話連絡の上、紹介した税理士へご連絡ください。

なお、年収600万円を超える場合や複雑な手続きを要する場合などは、料金が発生することもありますので、事前連絡の際に担当税理士にご確認ください。※今後の新型コロナウイルス感染症の影響によっては、中止となる場合がありますのでご了承ください。

対象 ①年金受給者 ②給与所得者で医療費控除を受けたい方 ③年途中で就職・退職された方、年末調整が済んでいない方

期間 2月1日(月)～15日(月)

※2月22日(月)午前10時～午後4時に「税に関する無料電話相談」も行います。

申込・問合せ 関東信越税理士会東松山支部 事務局 ☎ 0493-25-2670 (月～金曜日 午前10時～午後3時)

税に関する情報を集めました

税情報 -Tax Information-

令和2年分 税の申告における主な改正点について

働き方改革やフリーランスの増加に伴い、職種によって税金面で差が生じないように改正が行われました。給与所得者や公的年金受給者のみが対象となる控除が10万円引き下げとなり、代わりにあらゆる職種の方が対象となる基礎控除が10万円引上げとなるなど、大多数の方にとっては影響がない改正になっています。

高所得者を除く、あらゆる職種の方 の基礎控除額が引き上げ

あらゆる職種の方が対象になる基礎控除額が10万円引き上げられ、所得税で48万円(住民税で43万円)になりました。ただし、合計所得が2,400万円を超える方は、控除額が段階的に引き下げられます。

従来 38 万円 (33 万円)	➡	改正 48 万円 (43 万円)
------------------------	---	------------------------

公的年金等控除額が 引き下げ

公的年金を計算するときに、公的年金等の収入から引ける公的年金等控除額が原則10万円引き下げられました。公的年金等以外の所得が1,000万円を超える方は、さらに控除額が引き下げられ、控除額に上限が設けられました。

給与所得控除額が引き下げ

①給与所得控除額の引き下げ

年収850万円以下の方は、給与所得を計算する際に年収から引くことができる給与所得控除額が一律10万円引き下げられ、年収850万円超の方は給与所得控除額の上限額が195万円に引き下げられます。

年収 850 万円以下	年収 850 万円超	年収 1,000 万円超
改正 一律 10 万円引き下げ	従来 年収×10% +120 万円 ➡ 改正 195 万円	改正 25 万円引き下げ

②所得金額調整控除の創設

年収が850万円超の子育て世帯や特別障害者のいる世帯(本人家族)、給与と年金のある方には「給与所得特別控除」が設けられ、給与所得からこの控除額を引いて、所得を計算します。

年収 850 万円超	➡	・本人が特別障害に該当 ・23歳未満の扶養親族がいる ・同一生計の特別障害者の配偶者がいる ・特別障害者の扶養親族がいる	➡	(年収－850万円)×10% (最大15万円)
給与と公的年金がある	➡	条件 給与所得と公的年金等による雑所得の合計額が10万円超である	➡	給与所得(10万円限度)＋ 公的年金等の雑所得 (10万円限度)－10万円

ひとり親控除が創設され、寡婦(寡夫)控除が見直しに

これまで、寡婦・寡夫控除は、死別・離別に限られていましたが、全てのひとり親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から、未婚の方も対象となる「ひとり親控除」が新設され、35万円(住民税は30万円)が控除されます。寡夫控除と寡婦特別控除(35万円(住民税は30万円)の控除)は廃止され、「ひとり親控除」に統合されました。また、合計所得が500万円を超える場合は控除の対象外となります。

従来		改正
未婚のひとり親	▶ 控除なし	➡ ひとり親控除 35 万円(住民税: 30 万円)
寡夫	▶ 寡夫控除 27 万円(住民税: 26 万円)	
合計所得が 500 万円を超える人	▶ 寡婦控除 27 万円(住民税: 26 万円)	➡ 控除なし

新型コロナウイルス感染症の影響による固定資産税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者が保有する事業用家屋及び償却資産については、令和3年度課税の1年分に限り、固定資産税の軽減を受けることができます。

■対象 新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入が、前年同期と比べて30%以上減少している中小企業者・小規模事業者（※）

※中小企業者・小規模事業者とは、資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人（大規模法人から2分の1以上の出資又は2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人を除く）、資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時雇用する従業員数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員数が1,000人以下の個人。

■軽減割合

事業収入の減少割合	軽減割合
30%以上 50%未満	2分の1
50%以上	全額

■対象となる固定資産税 事業用家屋及び償却資産
※個人の所有する居住用家屋は対象外。事業用と居住用が一体となっている家屋は事業専用割合に応じた部分が対象。

■申請方法等 2月1日（月）までに、次の書類を役場税務会計課に提出してください。

①軽減措置に関する申告書

※認定経営革新等支援機関等（税理士、公認会計士、商工会など）による確認を受けたもの

②認定経営革新等支援機関等への提出書類の写し

※償却資産を保有されている場合は、令和3年度償却資産申告書も同時にご提出ください。

※申告書は鳩山町のホームページからダウンロードできます。

■認定経営革新等支援機関等に確認を受けるために必要な書類

- ・軽減措置に関する申告書
- ・収入減を証する書類（会計帳簿や青色申告決算書の写しなど）
- ・特例対象家屋の事業用割合を示す書類（青色申告決算書など）

税レポ

税について学ぶ 小学校で「租税教室」を実施



税金についてわかりやすく教える町職員
（鳩山小学校にて）

社会科授業の一環で、12月14日（月）に鳩山小学校6年生に対し町税務会計課職員が、「租税教室」を行いました。

鳩山小学校の児童たちは、税金の種類や集め方、学校の様々なものに税金が使われていることなどの話を聞き、税に関するクイズなどに楽しそうに答えていました。最後に、町職員が用意した見本の1億円（重さや大きさは本物と同じ）を実際に持ってみる体験を1人1人行い、児童たちからは驚きの声や「重い」という声が上がっていました。

令和2年度「個人住民税 市町村表彰」を受賞しました

埼玉県では、個人住民税の税収確保において優秀な成績をあげた市町村について表彰を実施しています。

このたび、鳩山町が令和元年份「収入未済額圧縮率部門」の町村部門で1位となり表彰されました。

町では、今後も引き続き、町民サービスの原資の確保に努めてまいります。

